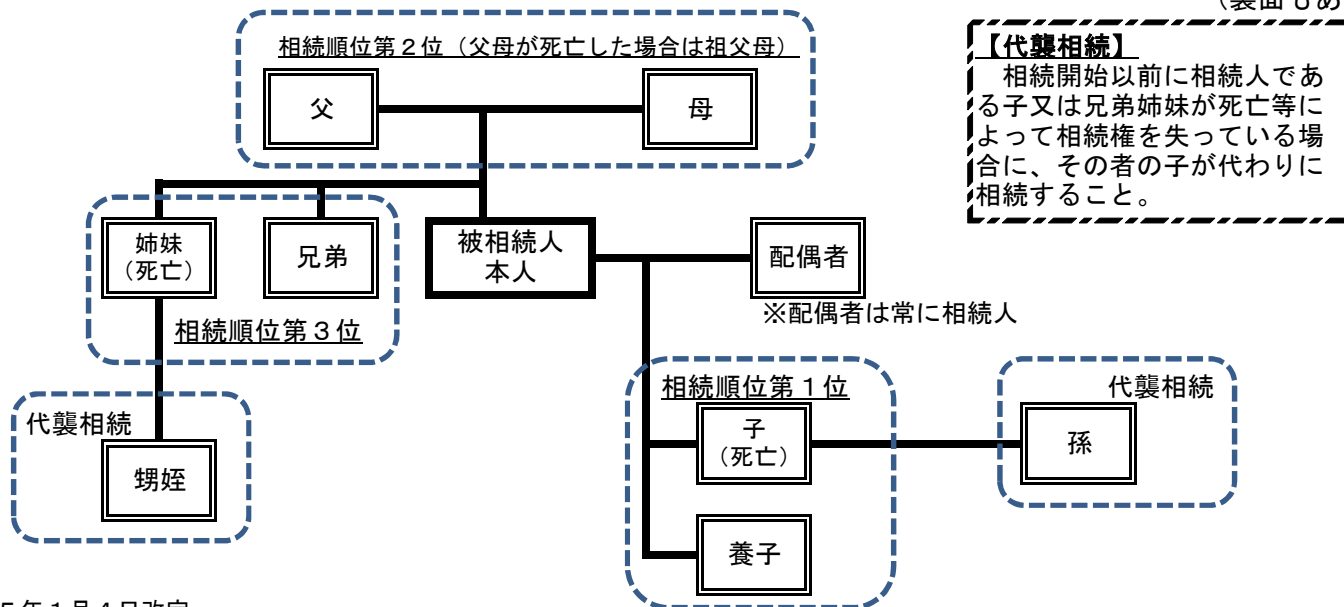


四輪 自動車検査証に記載されている所有者の死亡による移転登録

(裏面もあり)



令和5年1月4日改定

登録手続きに必要なもの

① 相続人のうち1人を代表相続人として相続する場合（遺産分割協議）		【注意】 自動車検査証の備考欄にのみ所有者の表示がある場合は、所有者が登録識別情報制度を利用されていますので、事前に所有者にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	自動車検査証	
<input type="checkbox"/>	※電子車検証（A6サイズ程度）の場合 →自動車検査証記録事項を車検証とともに提出 （未提出の場合、時間を要することがあります）	
<input type="checkbox"/>	申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	自動車検査登録印紙（500円）※手数料納付書に貼付する	
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（場合によっては改正前原戸籍も必要）又は相続情報証明（法務局発行のもの） ※所有者の死亡の事実と相続人全員が確認できるものがが必要です。 ※原本の還付を希望される方は、全てのページの写しを提出し、原本を提示してください。	
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書（実印を押印） ※原本の還付を希望される方は、写しを提出し、原本を提示してください。	
<input type="checkbox"/>	代表相続人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	
<input type="checkbox"/>	代表相続人本人申請の場合は実印を申請書に押印、代理人申請の場合は実印のある委任状	
<input type="checkbox"/>	自動車保管場所証明書（警察署で証明後40日以内のもの） ※自動車検査証に記載の使用の本拠の位置と代表相続人の印鑑証明書に記載の住所が同じであれば省略できます。	
<input type="checkbox"/>	自動車登録番号が変更になる場合は、その自動車に乗ってきていただく必要があります。	
② 遺言書による相続（公正証書）		
<input type="checkbox"/>	自動車検査証（検査の有効期間があるもの）	
<input type="checkbox"/>	申請書（第1号様式）	
<input type="checkbox"/>	自動車検査登録印紙（500円）※手数料納付書に貼付する	
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（場合によっては改正前原戸籍も必要）又は相続情報証明（法務局発行のもの） ※所有者の死亡の事実が確認できるものがが必要です。 ※原本の還付を希望される方は、全てのページの写しを提出し、原本を提示してください。	
<input type="checkbox"/>	遺言書 ※公正証書、家庭裁判所で検認済みのもの。 ※原本の還付を希望される方は、全てのページの写しを提出し、原本を提示してください。	
<input type="checkbox"/>	代表相続人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	
<input type="checkbox"/>	代表相続人本人申請の場合は実印を申請書に押印、代理人申請の場合は実印のある委任状	
<input type="checkbox"/>	自動車保管場所証明書（警察署で証明後40日以内のもの） ※自動車検査証に記載の使用の本拠の位置と代表相続人の印鑑証明書に記載の住所が同じであれば省略できます。	
<input type="checkbox"/>	自動車登録番号が変更になる場合は、その自動車に乗ってきていただく必要があります。	

③ 共同相続（相続人全員で相続）する場合 ※相続人の内、未成年者がおり、特別代理人未選任の場合含む

<input type="checkbox"/>	自動車検査証（検査の有効期間があるもの）
<input type="checkbox"/>	申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	自動車検査登録印紙（500円）※手数料納付書に貼付する
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（場合によっては改正前原戸籍も必要）又は相続情報証明（法務局発行のもの） ※所有者の死亡の事実と相続人全員が確認できるものが必要です。 ※原本の還付を希望される方は、全てのページの写しを提出し、原本を提示してください。
<input type="checkbox"/>	相続人（全員）の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ※未成年者で印鑑登録ができない年齢（15歳未満）の方は住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
<input type="checkbox"/>	相続人（全員）本人申請の場合は実印を申請書に押印、代理人申請の場合は実印のある委任状 ※未成年者については、法定代理人両名の氏名住所併記の上、法定代理人の実印を、法定代理人本人申請の場合は申請書に、法定代理人が選任した代理人の申請の場合は委任状に押印し、作成してください。
<input type="checkbox"/>	自動車保管場所証明書（警察署で証明後40日以内のもの） ※相続人のうち1名を使用者とし、その方で証明されたもの。 ※自動車検査証に記載の使用の本拠の位置と代表相続人の印鑑証明書に記載の住所が同じであれば省略できます。
<input type="checkbox"/>	自動車登録番号が変更になる場合は、その自動車に乗ってきていただく必要があります。

④ 検査証に記載されている所有者が死亡し、永久抹消登録（廃車）をする場合

<input type="checkbox"/>	自動車検査証
<input type="checkbox"/>	取り外したナンバープレート（前後2枚） ※紛失若しくは盗難されている場合は、別途、理由書が必要です。（警察署への届出が必要です。）
<input type="checkbox"/>	申請書（第3号様式の3）
<input type="checkbox"/>	手数料納付書（手数料無料）
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（場合によっては改正前原戸籍も必要）又は相続情報証明（法務局発行のもの） ※所有者の死亡の事実と代表相続人が確認できるものが必要です。 ※原本の還付を希望される方は、全てのページの写しを提出し、原本を提示してください。
<input type="checkbox"/>	代表相続人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
<input type="checkbox"/>	代表相続人本人申請の場合は実印を申請書に押印、代理人申請の場合は実印のある委任状
申請書（第3号様式の3）に以下の内容の記載が必要です。	
<input type="checkbox"/>	移動報告番号及び解体報告記録がなされた日 ※移動報告番号はリサイクル券に記載されています。
自動車重量税の還付を伴う場合は申請書（第3号様式の3）に以下の内容の記載も必要です。	
<input type="checkbox"/>	自動車重量税還付金の振込先口座（代表相続人） ※金融機関名・支店名・口座種類・口座番号を記載いただくか、郵便局窓口での受け取りの場合は郵便局名の記載が必要です。
<input type="checkbox"/>	還付を受ける方の電話番号・郵便番号（代表相続人）
<input type="checkbox"/>	代表相続人の特定個人番号（マイナンバー） ※特定個人番号を記載する場合には、本人確認のため以下の提示又は写しの添付が必要です。 ①個人番号カード（番号確認と身元確認） ②通知カード（番号確認）＋運転免許証、パスポート等（身元確認） ※代理人が特定個人番号を記載した申請書を提出する際は、上記①又は②に加え、代理人の身元確認も必要となります。

上記の必要書類は一般的なものです。状況により必要書類が異なりますので、ご不明な点がございましたら、自動車検査証とお持ちの書類（戸籍謄本等）をお手元にご用意いただきお問い合わせください。

受付時間

平日 8:45～11:45、13:00～16:00

※土曜、日曜、祝日、12月29～1月3日は閉庁しております。

札幌運輸支局登録担当 連絡先：050-5540-2001

（音声ガイダンスが流れ始めてから037を押してください）

※自動車検査証や申請書類をお手元においてお問い合わせください。

北海道運輸局ホームページ：https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/touroku_top.html

※委任状等の書式については上記HPより印刷することができます。